

損害保険の契約をお考えの皆様へ
損害保険の契約にあたっての手引き

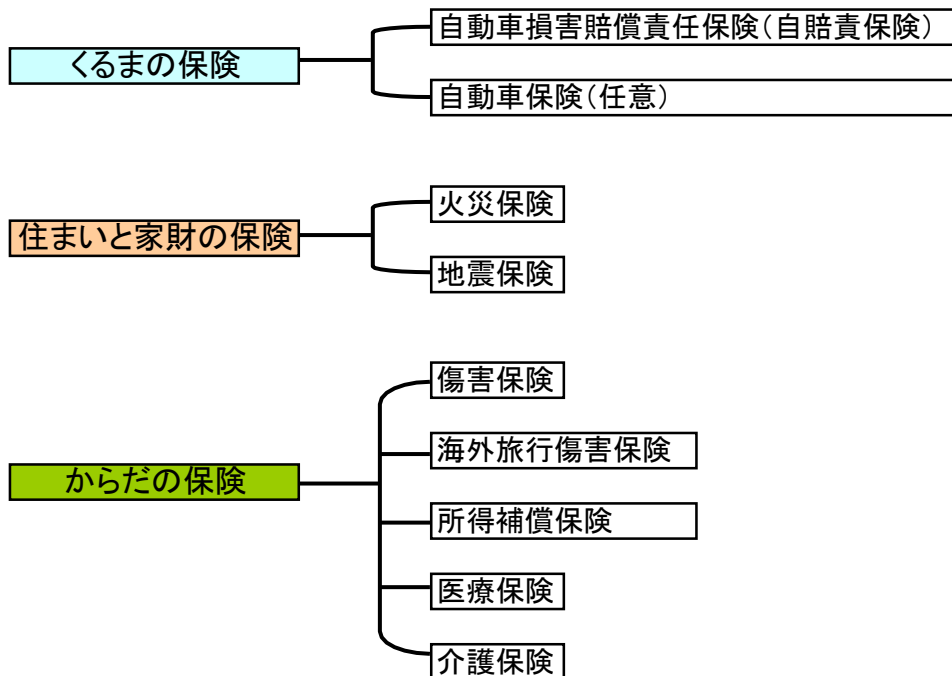
一般社団法人外国損害保険協会

火災保険、自動車保険、傷害保険、賠償責任保険などの保険を総称して損害保険といいます。また、損害保険を取扱っている会社を損害保険会社と呼びます。

この手引きは損害保険の契約をするうえでご注意いただきたいポイントをご説明します。

損害保険の種類

損害保険にはさまざまな種類があります。そのうち、**自動車保険**、**火災保険**、**地震保険**、**傷害保険**、**医療保険**については、それぞれ契約にあたっての手引きを作成しましたので参考にしてください。



くるまの保険を契約するための手引き

くるまの保険には法律で契約が義務付けられている「自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)」と任意で契約する「自動車保険」の2種類があります。

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

自賠責保険は、法律によって、すべての自動車とバイクに加入が義務付けられている「強制保険」です。

ポイント1

保険金が支払われるのは人身事故だけです。
この保険は、自動車事故で他人を死亡させたり、ケガを負わせた場合の対人賠償だけを保険金支払いの対象としています。

ポイント2

自賠責保険の対象は、「他人」に対する損害賠償の補償であり、運転者自身の死亡やケガはもちろん、自分や他人の自動車、建物などに与えた損害は補償されません。

(参考)

●支払保険金限度額

事由	
傷害による損害	最高120万円まで
後遺障害による損害	後遺障害の程度により75万円～3,000万円まで。 ただし神経系統・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時介護を必要とするときは4,000万円まで、随時介護を必要とするときは最高3,000万円までとなる。
死亡による損害	最高3,000万円まで

自動車保険(任意)

自賠責保険は人身事故による他人への賠償責任のみを補償するもので一定の限度額が設けられています。自賠責保険では補償されない次のような損害については「任意の自動車保険」の契約が必要です。

◆相手方への補償

対人賠償保険……自動車事故により、他人を死傷させ法律上の賠償責任を負った場合に、自賠責保険の限度額を超える損害を補償します。

対物賠償保険……自動車事故により、他人の自動車や建物などに損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合にその損害を補償します。

◆ご自身の補償

人身傷害補償保険……自動車事故によって契約者等が死傷した場合に、過失割合にかかわらず、損害額全額を契約金額の範囲で補償します。なお、保険会社によっては契約者などの歩行中や自転車による事故なども補償するものもあります。

搭乗者傷害保険……自動車事故により、ご契約者の車に乗車中の方が死傷した場合に、あらかじめ定められた契約金額に基づいて損害を補償します。

無保険車傷害保険……賠償能力が十分でない無保険車等との間で自動車事故が発生し、契約者や同乗者が死亡または後遺障害を被った場合の損害を補償します。

自損事故保険……契約者自身が起こした事故によって契約者や同乗者が死傷した場合の損害を補償します。

◆車の補償

車両保険……偶然の事故によってご契約の自動車が損害を受けた場合に補償します。

ポイント1

任意の自動車保険には、さまざまな条件が設定できます。補償される条件を制限することによって保険料を安くすることができますが、事故を起こしたときに保険金が支払われないケースもありますので注意が必要です。特に、「運転者の年齢条件」や「運転者限定」条件を付ける場合には十分検討すべきです。

ポイント2

保険の満期日は必ず記録しておきましょう。満期日を過ぎて更改しなければ自動車事故を起こしても**保険金は支払われません**。

ポイント3

ノンフリート等級別料率制度について

個人用の自動車保険には、1年間の事故の有無に応じて翌年の保険料が上がったり下がったりする「ノンフリート等級別料率制度」を採用しているものがあります。

この制度では、1年間無事故だった場合は翌年の等級が上がって保険料はその分安くなり、反対に事故を起こした場合は翌年の等級が下がって保険料は高くなります。

住まいと家財の保険を契約するための手続き

住まいと家財の保険には、さまざまな種類があり補償内容や保険金の支払い条件は個々の商品によって異なります。「火災保険」には火災や破裂・爆発などの基本的補償に限定した商品と水害やくるまなどの飛び込み損害など、より補償範囲の広い「総合保険」があります。
また、地震・噴火・津波による建物や家財の損害を補償する「地震保険」があります。

火災保険

火災保険の補償内容は、個々の会社、商品の内容によって異なることがありますので、詳しくは保険会社または代理店にお尋ねください。

保険の種類	風・ひょう 雪災	水災	落雷	地震・噴火 津波 ※3
住宅火災保険	○ ※1	—	○	—
住宅総合保険・店舗総合保険	○ ※1	○ ※1	○	—
団地保険	○ ※1		○	—
住宅金融公庫融資住宅等 の特約火災保険	○ ※1	○ ※1	○	—
さらに補償を充実させた火 災保険	○ ※2	○ ※2	○	—

※1. 損害の程度が一定以上の場合に補償の対象になるという条件や支払われる保険金に限度額が設けられていることがあります。

※2. 損害を全額補償する商品もあります。

※3. 火災保険では、地震・噴火・津波による損害は、火災(延焼・拡大を含む)損害を含め補償されません。

ポイント1

建物と家財は別々に契約することが必要です。

ポイント2

火災保険では、地震・噴火・津波による損害は、火災(延焼・拡大を含む)損害を含め補償されません。地震や噴火、津波による損害は火災保険とセットで地震保険を契約する必要があります。

地震保険

地震保険の内容

(1) 補償対象

居住用建物と生活用動産(家財)が対象となります。

※工場や事務所専用建物など居住用以外の建物には地震保険は契約できません。

(2) 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が補償されます。

(3) 契約方法・契約金額

- ① 火災保険とセットで契約していただきます。(地震保険単独での契約はできません)
- ② 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%~50%の範囲内で決めていただきます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

(4) 保険金の支払い

損害が建物・家財の時価の何割に達したかによって、「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」に区別されます。「全損」の場合は契約金額の全額、「大半損」の場合は契約金額の60%、「小半損」の場合は契約金額の30%、「一部損」の場合は契約金額の5%が支払われます。

からだの保険を契約するための手引き

からだの保険には、ケガで入院したり、所定の手術を受けた場合あるいは通院した場合に補償する「傷害保険」や、ケガや病気で入院したり手術を受けた場合に補償する「医療保険」などがあります。

※傷害保険、医療保険、がん保険、介護保険などは損害保険会社、生命保険会社双方で取り扱えることとなっており、基本的に補償内容に大きな違いはありませんが、詳しくは保険会社、代理店にお問い合わせください。

傷害保険

傷害保険は不慮の事故によるケガの損害を補償する保険で基本的な補償は次の3つに大別されます。

1. 普通傷害保険・家族傷害保険など

普通傷害保険は、国内外を問わず、家庭内、職場内、通勤途上および旅行中など日常生活の中で起きるさまざまな事故によるケガに備える、もっとも補償範囲の広い保険です。家族傷害保険は、普通傷害保険のファミリー版です。

2. 交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険

交通事故傷害保険は、国内外を問わず、主として交通事故によるケガに備える保険です。また、建物や乗り物の火災によるケガにも備えることができます。ファミリー交通傷害保険は交通事故傷害保険のファミリー版です。

3. 国内旅行傷害保険・海外旅行傷害保険など

国内旅行傷害保険と海外旅行傷害保険は、観光・商用などの旅行に伴う各種の危険に備える保険です。

ポイント1

病気は傷害保険では補償されません。

ポイント2

契約時に告知を要する事項については正しく記入してください。また、補償内容について十分確認してください。たとえば、ケガなどで入院した場合、一日あたりの補償額で決められているのか、治療実費(自己負担額)を補償するのか、など

医療保険

病気やケガにより入院したり手術を受けた場合に補償される保険です。(基本補償)

ポイント1

契約時に補償内容をよく確認してください。入院保険金と手術保険金のほかに通院保険金がセットされている保険や種々の補償を特約で付け足すことが出来る商品もあります。特に、入院保険金は入院何日目から支払われるのか、何日間支払われるのか確認してください。

ポイント2

契約時に、健康状態を正しく申告しないと補償されないことがあります。医療保険では、契約時に、補償の対象となる方(被保険者)の健康状態を申込書や告知書に記入します。記入内容が事実と異なっていると、契約が解除されたり、保険金が支払われない場合があります。特に、既往症や現在治療中や服薬中の病気がある場合には、必ず補償の対象になるか保険会社に確認しましょう。

ポイント3

医療保険には、入院などの場合、1日あたりの定額で補償(日額補償)するタイプのものと実費を補償するものがあります。また、ガンなど特定の病気に限って補償するものなどさまざまな種類がありますので商品の選択は慎重に行ってください。

損害保険の契約にあたって知っておいていただきたいこと

(1) 損害保険を契約することとは

損害保険を契約するということは、契約内容を記載した「保険約款(ほけんやっかん)」に基づいて契約する方(保険契約者)と保険会社の間で契約を結ぶことです。

(2) パンフレット等を読んでください

保険会社は、自動車保険、火災保険等、保険の種類ごとに契約概要や注意喚起情報、パンフレット等を用意しています。パンフレット等には、その保険の特徴、概要、注意事項等がわかりやすく記載されていますので、よく目を通し、ご自分のニーズと照らし合わせてください。疑問や不明な点があれば、保険会社や代理店に確認してください。

※パンフレット等は、保険会社や代理店で入手できます。また、保険会社のホームページからダウンロードすることができます。

(3) 損害保険を契約するには

◆ 契約の申込

契約の申込は、代理店を通じて申し込む方法のほかに、保険会社によって、また保険の種類によっては、電話、インターネットでの申込みもできます。

※契約を結ぶ前に、その保険に関する重要事項について説明を受けるか、インターネット上でよく確認してください。申込の際、事実と異なる記載や告知をすると(「告知義務違反」)保険金が支払われないことがあります。

◆ 保険料の支払い

保険料の支払いは、契約と同時にその全額を支払う(一括払い)のほかに、分割払い(年払い、月払い等)、また、支払い方法も、口座振替、クレジットカード払い、コンビニ払い等が利用できる場合もあります。

※保険契約を結んでも保険料の払い込みがあるまでは、事故が起きても保険金は支払われません。(口座振替やクレジットカード払い等の一部の契約では、この限りではありません。)分割払いの場合は、払い込み期日までに保険料を支払ってください。保険料の支払いがないと事故が起きても保険金が支払われないことがあります。

◆ 保険証券の確認

保険契約の申込後、保険会社から保険証券が送付されますので、必ず契約内容をご確認ください。

◆契約のクーリングオフ

損害保険契約では、一般的に保険期間が1年以内の契約についてはクーリングオフはできません。1年を超える長期契約についてはクーリングオフの扱いが可能です。

※クーリングオフをする場合は、申込日から8日以内にハガキなど郵送で保険会社に申し出する必要があります。詳細については保険会社または代理店にお問い合わせください。

◆契約の継続手続き

損害保険契約の保険期間は、多くの場合1年間です。保険会社によっては、契約者サービスの一環として満期日の到来前にハガキなどで通知しているところもありますが、満期日の管理と継続手続きは、保険契約者自身で行うことが原則です。また、保険の種類によっては満期時に、それまでの契約と同じ内容で自動的に契約が継続されるよう設定することも出来ます。

詳しくは、保険会社または代理店にお問い合わせください。

◆契約内容の変更・解約

保険期間の途中で契約内容を変更(車の買い替え等)したり、解約する場合は、保険会社または代理店にその旨申し出てください。契約の変更手続きを行わないと事故が発生しても保険金が支払われない場合があります。

契約の変更に伴って保険料の追加払いや払い戻しがある場合があります。

また、解約の場合、保険料には事務経費等に充当する部分が含まれていますので、例えば保険期間が1年契約で6ヵ月後に解約した場合、支払った保険料の半分以上が返金されるわけではありません。

◆保険金の請求

交通事故や火災、ケガや病気等、保険で補償される事故が発生した場合は、保険会社または代理店に速やかに連絡してください。

交通事故の場合は、ケガ人の救護や警察への連絡を行うとともに、相手方、目撃者の連絡先を確認してください。また、事故にあった車を修理するときや、相手方と示談する場合は、必ず事前に保険会社にご相談ください。保険会社の承認がない場合は、保険金が支払われない場合があります。

相談・苦情窓口

損害保険に関するご相談は、各保険会社・損害保険代理店等で承っております。

そのほか、次の窓口でも受け付けております。

日本損害保険協会の会員保険会社に対する相談・苦情窓

そんぽADRセンター <http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

外国損害保険協会の会員保険会社に対する相談・苦情窓

保険オンブズマン <http://www.hoken-ombs.or.jp/>

以上